

MIO PRESS

LAW OFFICE
新年号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.29
2025.01



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください

謹賀
新年

特集

Special Feature

「みお」から 新年のご挨拶

連載

知っ得! 交通事故

法律コラム

伊藤勝彦弁護士の時事解説

刑事事件入門

電動キックボードをめぐる交通ルール

支店便り

ファッションデザインを守る法律

リガサポ!

教育訓練給付について

弁護士法人みお綜合法律事務所 / お問い合わせ・ご相談は[通話料無料] ☎ 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日) 9:00～17:30

みお 法律

KBS京都ラジオで、毎週土曜日(朝7:00～7:15)放送中の
「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」が
いつでも聴けるようになりました!!

みお法律



KBS京都ラジオで放送した過去の番組音源を、インターネットサイトからいつでも聴くことができます。
左のQRコードからアクセスして、ぜひご視聴ください。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



大阪・京都・神戸

弁護士法人みお綜合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他

お問い合わせ・ご相談は



0120-7867-30

通話料無料

なやむなみお

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月～金曜日 / 9:00～20:00
土曜日 / 10:00～18:00
受付時間: 月～土曜日 / 9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月～土曜日 / 9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月～土曜日 / 9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからでもご応募できます!

ご応募はこちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2025年3月末日
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力をお願いします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

☐ 【特集】「みお」から新年のご挨拶 ☐ 知っ得! 交通事故
☐ 伊藤勝彦弁護士の時事解説 ☐ 刑事事件入門
☐ 支店便り ☐ リガサポ! ☐ 事務局通信

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

☐ 交通事故 ☐ 相続問題 ☐ 離婚(男女)問題
☐ 借金問題 ☐ 労働問題 ☐ 刑事事件
☐ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) ☐ 企業法務
☐ その他()

Q.3 法律問題で困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど

Q.5 ラジオリスナーですか ☐ はい ☐ いいえ

「はい」とお答えいただいた方...

☐ 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございます。

あけましておめでとうございます
「みお」では、ホームページをこまめに
リニューアルしております。
お気軽にご相談いただけるように所属
弁護士のプロフィール欄にインタビュー動画
を掲載しております。MIO PRESSとともに、
ホームページもご覧くださいませ。
わたしのインタビュー動画の中で、「愚直」を
心がけていますと答えました。
初心を忘れずに精進したいと思います。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。



代表社員弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada

明けましておめでとうございます。

新しい年が皆様にとりましてより良い一年に
なりますようお祈り申し上げます。

私も弁護士として皆様の信頼を胸に、最善の
法的サービスを提供できますよう、ヘビー級
で尽力してまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

新年あけましておめでとうございます。
今年9月で弁護士登録20年目を迎えます。
オンラインでの裁判期日やチャットGPTなど、
20年前には想像すらしなかったことがもはや
日常になっています。
世の中の変化に置いて行かれないように
自分をアップデートしながら業務に取り組んで
まいります。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士
吉山 晋市
Shin-ichi Yoshiyama

明けましておめでとうございます。

今年は、巳年。

巳年といえば、再生や変化、知恵を表わす
年だそうです。

私も今年で弁護士18年目になります。

これからも変化を恐れず、知恵を振り絞って
実（巳）のある一年にしたいと思います。



弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

特集 Special Feature

「みお」から新年のご挨拶

読者の皆さまはどんなお正月をお迎えでしょうか？ 昨年は元日の大地震に始まり、多くの災害が
発生しました。被災された方々が一日も早く穏やかな日常に戻られますようお願いしております。
みお綜合法律事務所の弁護士一同は、すべての方のお悩みに法律の力で寄り添えるよう、
本年も努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

明けましておめでとうございます。
昨年は、新紙幣の発行やパリオリンピック
の開催などのほか、地震や猛暑などもあり、
世の中の変化を実感する1年間でした。
法律の世界でも新たにフリーランス保護法
のように、影響の大きい法律が制定・施行
されました。
本年も研鑽を積み、どのような変化が生じ
ようとも、それに対応できる弁護士として、
業務を行っていきたいと考えています。
本年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士
山本 直樹
Naoki Yamamoto

あけましておめでとうございます。
私は、交通事故における後遺障害申請手続
きや保険会社との示談交渉をよく行っていま
すが、昨年は日常生活上の事故についての
保険会社に対する示談交渉のご依頼も多く
ありました。歩行者同士の衝突事故、台車に
よる追突事故、スーパー内の事故など、日常
生活上も様々な事故があり、ご相談を聞くと
このような事故にも気を付けないといけないと
感じる事がよくあります。交通事故や日常生
活上発生するかもしれない事故に気を付け
ながら、一年を健康に過ごせたらと思います。
今年もよろしくお願いいたします。



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

新年あけましておめでとうございます。
事業者においてAIをはじめとする技術導入
の進展が目覚ましく、IT分野はますます重要
性を増しています。弁護士として、これらの技
術革新が法務に与える影響を注視し、皆様
のご期待に応えられるよう努める必要を感じ
ています。その一方で、昔ながらの労務のご
相談なども多くあり、事業者において対応を
要する法務分野が拡大していることを日々
感じます。本年もどうぞよろしくお願い申し
上げます。
今年も素晴らしい一年になりますように！



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は大変お世話になり、誠にありがと
うございました。

本年もお一人お一人との出会いを大切に、
皆様の身近な相談役として、誠心誠意尽力
してまいります。

皆様にとって希望に満ちた素晴らしい一年と
なりますよう、心よりお祈り申し上げます。



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura



本コラム担当の羽賀です。今回は、人身事故の手続きの流れについて解説をします。

はじめに

交通事故はほとんどの人が初めて遭遇するものですので、手続きの流れがよく分からず、保険会社に言われるがままに手続きを進めてしまいがちかもしれません。しかし、手続きの流れの概要だけでも知っておけば、言われるままに手続きを進めてしまうという事態は避けられます。

その手続きの流れの概要ですが、①交通事故発生↓②治療↓③治療終了（症状固定）↓④後遺障害等級認定↓⑤示談などで解決、というものです。それぞれの中身について、簡単に説明します。

① 交通事故発生

事故直後には、警察とのやり取り、病院での治療、保険会社とのやり取りなど、多くの手続きを行う必要があります。事故に遭った直後で怪我もしていないと、手続きを進めるのも大変ですし、どのように進めたらいいかわかるかもしれません。早い段階で弁護士に相談すれば、手続きの全体像が分かり安心できると思います。

② 治療

交通事故では自由診療で治療を受けることが多いかもしれませんが、健康保険や労災の利用も可能です。特に被害者の方にも過失がある場合、治療費を圧縮することが重要ですので、健康保険や労災の利用を積極的に検討すべきと言えます。

頸椎捻挫（むち打ち）、腰椎捻挫等の場合、整骨院で治療を進めたいと思われる方もいますが、保険会社の意向や主治医の先生の意見も踏まえて、慎重に判断する必要があります。

治療の方針や期間は、主治医の先生の判断になりますが、通院期間や通院回数によって慰謝料が変わることがありますので、注意が必要です。

治療中は、治療費以外に、休業損害や交通費を保険会社に請求できます。

③ 治療終了（症状固定）

しばらく治療を続けると、完治するか、これ以上症状の改善が見込めない状態となり、治療終了（症状固定）になります。基本的には、治療終了までは保険会社から治療費・交通費・休業損害の支払いを受けることができますが、治療終了後は、慰謝料・逸失利益などの名目でまとめて受け取るようになります。

④ 後遺障害等級認定

治療が終了しても症状が残る場合は、後遺障害等級認定申請を行う必要があります。後遺障害等級が認定されるかどうか、そして何級が認定されるかで、示談金額に大きな差が出るため、手続きは慎重に進める必要があります。手続きをするにあたっては、主治医の先生に記載してもらう「後遺障害診断書」と「画像所見」が重要です。

⑤ 示談などで解決

治療して完治するか、後遺障害等級が認定されると、保険会社と示談金額の話を進めることになります。保険会社が被害者の方に提示してくる金額は低く算出していることが多く、弁護士が交渉すると多くの場合増額になります。弁護士に依頼すると裁判になります。弁護士に依頼すると裁判になります。弁護士に依頼すると裁判になります。

今回は、人身事故の手続きの流れについて解説しました。次回は、弁護士に依頼するタイミングについて解説します。

新年あけましておめでとうございます。

本年は巳年ですが、ヘビは脱皮を繰り返し成長するため、「生命力」や「再生」を連想させるそうです。

相変わらず仕事と家庭の両立に悪戦苦闘する日々ではありますが、まもなく2歳になる長女の成長を励みに、より一層研鑽を積んでいきたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士
加藤 誠実
Masami Kato

あけましておめでとうございます。

娘は3歳になりました。

弁護士12年目、パパ4年目とまだまだ駆け出しではありますが、仕事と家庭を両立しながら、今年もスピードとコミュニケーションをモットーに、皆様にとってよい結果になるよう業務に励んでまいります。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

新春の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当職は一昨年二月に弊所に入所以来二年の歳月が経過いたしました。

本年も引き続き皆様方のご期待に添うべく一層の努力を重ね職務に精励する所存でございます。何卒昨年同様のご愛顧を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

本年が皆様方にとりまして飛躍の年となりますよう心よりお祈り申し上げます。



弁護士
青井 一哲
Kazuaki Aoi

弁護士の仕事を始めてから本年で10年目となりました。初めて経験した刑事事件のことや、難しい裁判に悪戦苦闘した日々など、様々なことが思い出されます。いよいよ、大阪万博の開幕が近づいて参りました。テーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」。弁護士20年目、30年目となった未来の自分の姿をイメージしながら、未来社会を体験しに訪れてみたいです。本年も、神戸・兵庫の皆さまの思いに真摯に向き合える弁護士でありたいと思います。



神戸事務所支店長
弁護士
石田 優一
Yuichi Ishida

生成AIの進化が話題です。新年のあいさつ文をChatGPTに作成をお願いしてみました。【ChatGPT-4oによる作成文（「巳年の新年あいさつ文」と入力）】新年のご挨拶 謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のお引き立てを賜り、心より御礼申し上げます。本年は巳年、蛇が持つ「成長」や「変革」を象徴する年とされています。私たちが新たな挑戦と飛躍を遂げ、皆様と共にさらなる発展の年にできるよう、尽力してまいります。本年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。令和7年 元旦



弁護士
原口 柊太
Syuta Haraguchi

新年あけましておめでとうございます。弁護士法人みおに所属して2年目、弁護士としては3年目の年になりました。昨年は、企業法務セミナーやコラムの発信など、弊所の知見の発信にも取り組んでまいりました。今年は、さらなる充実を図り、弊所の魅力や強みを発信できるよう努めて参ります。弊所の発信する情報がお悩み解決の契機になれば幸いです。本年度も何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
是永 淳志
Atsushi Korenaga

伊藤勝彦 弁護士 の 時事解説

「闇バイト」とは

闇バイトとは、X（旧ツイッター）などのSNSやインターネットの掲示板などで、仕事の内容を明らかにせず「楽して高収入が得られる」「ホワイト案件」などと呼びかけ、これに応募すると特殊詐欺や強盗の実行犯などに加担させられるというものです。

2023年に、「ルフィ」を名乗る者らが、フィリピンの収容所から広域強盗事件を指示した疑いで逮捕され、「闇バイト」が広く世間に知られるようになりました。

少し前まで『闇バイト』といえば、「おれおれ詐欺」（特殊詐欺）の、現金などの受け取り役（受け子）や、

「闇バイト」から青少年を守りたい ～実行犯を生まないために～

キャッシュカードでATMから現金を払い戻す役（出し子）が目立っていました。最近では、強盗にも広がり、その手口も凶悪化してきています。

警察庁の統計によれば、2023年の特殊詐欺事件の認知件数は前年比8.3%増、2023年の強盗事件の認知件数は前年比18.6%増で、いずれもかなりの増加率となっています。また、強盗事件における少年の検挙人数が前年比40%増となっており、深刻な状況です。（警察庁「令和5年犯罪情勢」による）

「闇バイト」勧誘の手口

「闇バイト」に関与することになるきっかけで最も多いのは、X（旧ツイッター）やインスタグラムなどの



SNSといわれています。現時点で、「闇バイト」関連ワードで検索すると多くの投稿が出てきます。SNSに「仕事を探している」旨投稿すると、ダイレクトメールで「お仕事紹介します」と勧誘されることもあります。SNS以外に、コミュニティサイトや掲示板（ジモティーや爆サイなど）に掲載されている求人の中にも、「闇バイト」が潜んでいます。その他、繁華街で声をかけられたり、先輩・友人など人伝てに募集・応募したりする例も見受けられます。

「高額報酬」「楽して儲けられる」などと甘い言葉で連絡をさせ、ダイ

レクトメールや通話アプリなどで仕事内容の説明をするという方法が多いようです。文字どおり「アルバイト感覚」といった軽い気持ちで、目先の利益に目がくらみ応募してしまいうと、「バイトをするための登録に必要」などと言って、自身や家族の住所・氏名・連絡先などの個人情報を送るよう要求されます。運転免許証やマイナンバーカード、学生証などを「テレグラム」「シグナル」など匿名性の高いメッセージアプリを通じて送信することを要求されるのです。

繰り返し犯罪に
加担させられ、
逮捕されると捨て駒に

個人情報の送信が完了すると、

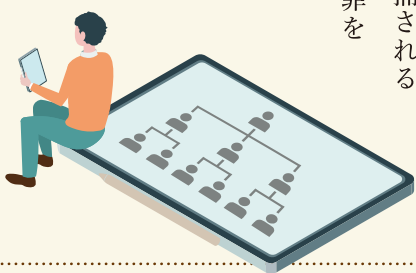


代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

組織から仕事の内容が伝達され、それが犯罪行為であることが、初めて明らかになります。ここで犯罪行為への加担を拒否しようとするれば、組織は入手した個人情報に基づき、犯罪行為に加担するまで執拗に脅迫します。入手した個人情報を利用して「自宅に押しかける、母親から狙う」と脅されたり、「逃げたらこうなる」と男が殴られる動画が送信されたりした例があります。また、2回目の仕事を断つたところ、「先日運んだ荷物は騙し取った金だ。SNSで晒す」と脅し、何度も犯罪に加担させられた事例もあります。

このように、たった一度でも犯罪行為に加担すれば、組織からの離脱は困難となり、何度でも犯罪行為に加担させられ、逮捕されるまで繰り返して、罪を重ねることになります。

組織のメンバーは自分たちが逮捕されない



ように、青少年をいわば「捨て駒」として利用するのです。

青少年へ伝えたいこと

警察庁は、2024年10月18日、X（旧ツイッター）に、警察幹部の「警察は相談を受けたあなたやあなたの家族を確実に保護します。安心して、そして勇気をもって、今すぐ引き返してください」とのメッセージとともに「闇バイト」からの離脱を呼びかける動画を投稿しました。この動画は10月末時点で233万回以上再生されています。



https://x.com/NPA_KOHO/status/1847174525936624049

「闇バイト」は、犯罪実行役の募集にほかならず、これに関与することの危険性・悪質性を、青少年に伝えていきたいと思います。匿名性の高いメッセージアプリでの個人情報の送信を要求してきたら、遅くともその時点で警戒し、連絡を絶つべきです。

万が一、「闇バイト」に応募してし

まった若者がいたら、一刻も早く抜け出すために、いったん立ち止まり、信頼できる大人に相談し、あわせて警察に相談するように説得しましょう。「#9110」や「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年育成課少年相談係TEL.03-3580-4970）に電話をしてもらうのもよいでしょう。すでに何等かの犯罪行為に加担してしまったのなら、弁護士を選任して、被害者への謝罪と被害弁償を誠意をもって行うことも必要です。

青少年が犯罪組織の捨て駒とされ、自分と被害者の人生を台無しにしてしまう悲劇が、これ以上おきないことを祈ります。

本稿は次の文献を参考にさせていだいております。

『犯罪実行者募集の実態』～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実

（警察庁）



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf>

あなたの街で弁護士伊藤・是永が無料の個別相談会を開催！

■開催場所

姫路市 BIZ SPACE HIMEJI ビズスペース姫路
明石市 ウィズあかし 明石市生涯学習センター
三田市 三田市まちづくり協働センター

■お問い合わせ／みお綜合法律事務所 神戸支店

詳細はこちらから



弁護士出張 個別相談会

無料
予約優先

通話料無料

0120-7837-30

受付時間（月～金）／9:30～18:00

※開催期間は、ホームページにてご確認ください。



電動キックボードは、車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、車道を走行しなければならず、その場合は左側の端に寄って通行する必要があります。なお、自転車道や普通自転車専用通行帯の標識が設けられたレーンは通行できます。

また、電動キックボードのうち、「特例特定小型原動機付自転車」であれば、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識などが設置されている歩道を通行できますが、その場合は車道寄りの部分を走行する必要があります。

3 走行時のルール



刑事事件入門

電動キックボードをめぐる交通ルール



弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

弁

護士の西村です。最近、街中で電動キックボードを見かけることが多くなりました。電動キックボードは、ちょっとした外出には便利な反面、歩行者と衝突してしまうと大きな怪我を負わせることにもなりかねません。今回は、電動キックボードを運転する際に守らないといけない交通ルールについて確認したいと思います。

1 道路交通法上の取扱

電動キックボードは、もともと原動機付自転車などと同じように、運転免許が必要でしたが、令和5年7月1日から改正道路交通法が施行され、大きさや構造など一定の要件を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」に分類され、16歳以上であれば、運転免許は不要になりました。以下では、「特定小型原動機付自転車」に分類される電動キックボードについて説明します。

2 運転する前の注意事項



電動キックボードには、ナンバープレートの取付義務があり、自動車損害賠償責任保険への加入義務もあります。この点は、原動機付自転車と全く同じです。

ヘルメットの着用については努力義務とされており、着用しなくても違反にはなりませんが、私としては、事故や転倒した場合などに備えてヘルメットを着用した方がよいのではないかと思います。

「特例特定小型原動機付自転車」は、「特定小型原動機付自転車」のうち、①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること、②最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、時速6kmを超える速度を出すことができないものであること、③側車を付けていないこと、④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること、⑤鋭い突出部のないこと、の各要件を満たしているものを言います。

右折する際には、いわゆる二段階右折をする必要があります。

4 運転する上での禁止事項

電動キックボードでも、飲酒運転は禁止です。飲酒した上で、電動キックボードに乗ると、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

また、電動キックボードでの2人乗りは禁止されています。違反した

場合には、5万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

さらに、電動キックボードを運転中に、スマートフォンで通話したり、画面を見たりしながらの運転も禁止されています。違反すると1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

イヤホンで音楽などを聴きながら事故を起こしてしまった場合は、道路交通法上の安全運転義務違反や条例違反に問われるおそれがありますので、注意が必要です。

5 最後に

今回は、電動キックボードに関する主要な交通ルールを確認しましたが、電動キックボードを運転する上で遵守しなければいけない交通ルールは他にもたくさんあります。事故を起こさないためにも、電動キックボードを運転される際には、あらかじめ交通ルールをきちんと確認しておくことをお勧めします。

主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

ABCラジオ 毎週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」

<https://abcradio.asahi.co.jp/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ 毎週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

澤田有紀 弁護士

大切なご家族が逮捕されてしまった!

慌てずに、落ち着いて「みお」の弁護士にご連絡ください。

「早く釈放・保釈して欲しい」
「過酷な取調べから守りたい」
「有罪・前科になるのは避けたい」
「無実・冤罪を証明したい」
「示談での解決の道を探りたい」
などのお悩みは、弁護士にお任せください。

「刑事事件解決ナビ」 <http://keiji-soudan.com>

詳しくは
Webサイトを
ご覧ください



FASHION DESIGN

ファッションデザインを守る法律

神戸は「ファッションの街」

神戸は、昔から「ファッションの街」として知られています。幕末の開港以来、多様な外国文化にあふれ、独自のファッション文化が発展してきました。1973年には、神戸商工会議所や神戸市などが「ファッション都市づくり」を提唱し、ファッション産業の発展に注力されてきました。

2003年からは、「神戸コレクション」が定期開催され、今では、誰もが一度は耳にしたことのあるファッションイベントになっています。

ファッションデザインの価値

ファッションデザインは、デザイナーにとって、「かけがえない財産」です。多大な時間と労力をかけて編み出したデザインを他人に真似されることは、絶対に避けたいことです。

今や、AIの発展により、簡単に商品のデザインを真似することができ、時代になりました。ファッション業界にとって、「デザインを真似される問題」をどうやって防ぐかは、大きな課題となっています。

ファッションデザインは著作権法で保護しづらい？

デザインを法律で保護する方法として、まず思いつくのが、「著作権法」です。しかし、ファッションデザインについては、著作権法で保護しづらい問題があります。

著作権法は、文章、絵画、動画、音楽など、様々なコンテンツを保護しています。しかし、量産品のデザインについては、著作権法の適用が否定される傾向にあります。なぜなら、量産品のデザインは、著作権法ではなく、意匠法という別の法律で保護されるべきものと考えられているからです。

意匠法とは？

意匠法とは、「意匠」、つまり、デザインを保護する法律です。

斬新なデザインが採用された商品は、多くの人が「かっこいい！」「かわいい！」「素敵！」などと感じ、「買いたい！」と思います。斬新なデザインは、商品の購入需要を増やして、経済の活力となります。意匠法は、このようなデザインの価値に着目して、デザ

ナーを保護するための法律です。

デザインであれば何でも意匠法で保護される？

著作権法であれば、他人のコンテンツを真似したものでない限り、どのようなコンテンツでも例外なく保護されます。例えば、3歳のこどもがクレヨンで描いた絵も、著作権法で保護されます。

しかし、意匠法の場合は事情が違います。意匠法で保護されるためには、特許庁に「意匠登録出願」をして、「意匠登録」を受けなければなりません。どれほど斬新なデザインであったとしても、意匠登録を受けない限り、意匠法で保護されることはありません。

意匠登録を受ければ、意匠登録出願の日から25年間、そのデザインを、誰にも真似されず、独占することができます。

意匠登録を受けたデザインが真似されたら？

意匠登録を受けたデザインを他社が真似したときは、意匠権侵害を理

由に、商品の販売を中止させたり、損害賠償を請求したりすることができます。意匠登録を受けたデザインと、他社商品のデザインが全く同じものでなくても、重要な部分が共通している、全体として「類似」しているといえれば、意匠権侵害を主張することができます。

意匠登録していないデザインの場合は？

意匠登録をしたデザインは、長期間にわたって、意匠法による「強力」な保護を受けることができます。ただ、意匠登録をするには、専門知識と多大な労力、そして、費用を要しますので、すべてのデザインについて意匠登録を受けることは非現実的です。

それでは、意匠登録をしていないデザインが他者に真似されたときは、どうすればよいのでしょうか。このようなケースでは、不正競争防止法違反を主張することが有効です。

不正競争防止法によるデザインの保護

不正競争防止法は、他人の「商品の

形態」を「模倣」した商品を販売する行為（同法2条1項3号）を、不正競争行為として禁止しています。つまり、自社の商品と「そっくり」な商品を販売する他社に対して、不正競争防止法違反を理由に、商品の販売を中止させたり、損害賠償を請求したりすることが可能です。

もともと、不正競争防止法によるデザインの保護は、自社商品の販売開始から3年間に限定されます。また、単に自社商品と「類似」しているだけでは、不正競争防止法違反を主張することができません。

不正競争防止法によるデザインの保護は、意匠法ほど手厚いものではありません。自社の命運をかけた重要なデザインについては、意匠登録をお勧めします。

ファッションデザインを真似された！

自社の大切なファッションデザインを真似されたときは、すぐに弁護士に相談することをお勧めします。意匠法や不正競争防止法は、どちらも難解な法律で、専門知識がなければ

正確に理解することが難しいです。これらの法律に詳しい弁護士であれば、「どのように争うべきか」を的確に分析して、アドバイスを差し上げることができます。お困りのときは、ぜひ当事務所までご相談ください。



弁護士
社会保険労務士
情報処理安全
確保支援士
(登録情報セキュリティ
スペシャリスト)
石田 優一
Yuichi Ishida

より身近に、より便利に —— WEB法律相談サービス

「Web Lawyers」

ウェブロイヤーズ

顧問契約で弁護士をビジネスパートナーに！

弁護士法人みおは、全国に高品質な企業法務をご提供するために、オンライン法律相談サービスを運営しています。サイト中でご覧いただける法律コラムは、弁護士がビジネスに役立つ最新情報を順次更新。

月額 1 (税別) 万円～



みおのセミナー②

事前予約制

生前対策セミナー

～上手に相続対策しましょう～

無料
〈全6回〉

ご希望の「テーマ」だけでもご参加いただけます。

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一步踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士
伊藤 勝彦

日程	場所	時間	テーマ
1月 8日(水)	神戸	14:00	①「贈与」
9日(木)	大阪	15:00	①「贈与」
15日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
16日(木)	大阪	14:00	②「不動産」
27日(月)	大阪	14:00	③「生命保険」
29日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
2月 5日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
6日(木)	大阪	15:00	④「財産の承継」
26日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
27日(木)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
3月 5日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」
13日(木)	大阪	14:00	⑥「事業承継」

みおの個別相談会

事前予約制

「個別相談会」のご案内



遺産分割の話し合いがまとまらない、遺留分のことを相談したい、相続手続きが複雑で困っている、先々に備えて遺言書を作りたいなどの相続問題や離婚問題に関する特別相談会(1時間無料)を開催します。

●個別相談会(遺言・相続) 無料

日程	場所	時間
1月 23日(木)	京都	10:00～17:00
2月 12日(水)	京都	10:00～17:00
25日(火)	大阪	10:00～17:00
26日(水)	神戸	10:00～13:00、16:00～17:00
3月 6日(木)	京都	10:00～17:00
12日(水)	大阪	10:00～17:00
17日(月)	大阪	10:00～17:00

●個別相談会(離婚問題) 無料

日程	場所	時間
2月 25日(火)	大阪	10:00～17:00
3月 12日(水)	大阪	10:00～17:00

※個別相談会は、各回1時間程度を予定しております。

記載の日程以外にも、個別相談(初回30分無料)を大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

各種セミナー・相談会等(事前予約制)のご予約・お問い合わせは

受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

なやむなみお
通話料無料 0120-7867-30

※各種セミナー・相談会等に関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。
※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みおのセミナー①

事前予約制

「法律セミナー」のご案内



各セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー 無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
1月 16日(木)	神戸	11:00
2月 3日(月)	大阪	11:00
5日(水)	京都	11:00
3月 25日(火)	神戸	11:00

●任意後見セミナー 無料

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
1月 20日(月)	大阪	11:00
29日(水)	神戸	11:00
2月 17日(月)	京都	11:00
3月 13日(木)	大阪	11:00
19日(水)	神戸	11:00

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
1月 7日(火)	大阪	11:00
14日(火)	京都	11:00
2月 5日(水)	神戸	11:00
20日(木)	京都	11:00
3月 6日(木)	大阪	11:00
18日(火)	京都	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
1月 22日(水)	神戸	13:30
31日(金)	大阪	13:00
2月 21日(金)	神戸	13:30
26日(水)	大阪	13:00
3月 17日(月)	大阪	13:00
25日(火)	神戸	13:30

日程	場所	時間
1月 24日(金)	大阪	18:00
2月 5日(水)	神戸	18:00
21日(金)	大阪	18:00
3月 5日(水)	神戸	18:00

みおの講座

事前予約制

エンディングノート書き方講座



ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

●日程: 2月12日(水)

●時間: 11:00～(約1時間)

●場所: 「みお総合法律事務所」大阪事務所

無料



今

回は、教育訓練給付金制度について簡単にご説明したいと思います。

教育訓練給付金とは、会社などにお勤めの方のスキルアップを支援するため、**厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を最後まで受講・修了した方**に対し、その費用の一部が支給されるという制度です。

この制度の対象になる方は

- ① 受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、同じ勤務先で雇用保険に入っている期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する方は1年）以上ある方。
- ② 受講開始日に退職して被保険者ではない方のうち、退職して被保険者資格を喪失した日（退職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）で、かつ雇用保険に入っていた期間が



社会保険労務士
松山 恭子
Kyoko Matsuyama

リーガル サポート
インフォメーション

リガサポ!

教育訓練給付について

給付率は、教育訓練の種類によって以下のように決まっています。

教育訓練の種類	給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練	最大で受講費用の 80% (年間上限64万円)	介護福祉士、 看護師・准看護師など
特定一般教育訓練	最大で受講費用の 50% (上限25万円)	介護支援専門員実務研修、 大型自動車 第一種・第二種免許など
一般教育訓練	受講費用の 20% (上限10万円)	税理士、宅地建物取引士、 TOEICなど

3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方。となっており、ご自身が対象になるかどうかは、ハローワークで「支給要件照会」をすると分かります。具体的には、ハローワークや教育訓練施設で

配布されている「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、運転免許証のコピーなどの本人確認書類とともに、ハローワークに提出して行います。その提出方法は、本人もしくは代理人（委任状が必要です）が直接持参するか、郵送するか、電子申請するかにより、電話による照会はありません。

受講料は一旦ご自身で全額を支払い、修了後に給付率に応じた金額が給付されます。最初にも書きましたが、**最後まで修了しないと給付されない**点にご注意いただく必要があります。

また、**対象講座は、厚生労働大臣の指定を受けたもの**に限られています。具体的には教育訓練講座検索システム※で確認することができますが、約16,000講座もあり、通信講座やオンラインで受講できる講座、夜間・土日に受講できる講座もありますので、働きながら受講することも可能です。

スキルアップをお考えの際にこの情報が役に立てば幸いです。

※教育訓練講座検索システム (<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)

リリースコラム

事務局通信

明けましておめでとございます。

今回は、大阪事務所の事務局が担当させていただきます。

今年は0年ですね。と、書き出してみたものの、0年に関するネタを思いつけなかったので、我が家の家族、豆柴の茶太郎を紹介させていただきます。

7年前にフリーダーさんのところに見学に行き出しました。三半規管がどこかに障害があるようで、クルクルと時計回りに回る癖があり、言い方は悪いですが、売れずに残っていた子です。フリーダーさんから、無料で譲るので飼ってもらえ



FAMILY



Happy

ないかと提案され、家族で話し合ってお迎えすることになりました。

散歩と焼き芋が大好きで、病院と雷が大嫌いな子です。仕事で疲れて帰っても、嫌がる茶太郎を無理やり抱っこしてもふもふし、癒されております。実際、犬と見つめあうと幸せホルモンのオキシトシンの分泌が増えて、ストレスが軽減されるという研究結果もあるみたいです。動物と暮らすと出費もかさみますし、掃除とか病院とか家具を破壊されたりとか、大変なことも多いですが、それ以上にいろんなものをもらっている気がします。

今年も茶太郎に癒されつつ、皆様のお役に立てるように精一杯仕事にまい進したいと思っています。よろしくお願ひいたします。

編集後記

皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。MIO PRESSを新春にお届けするのは今回が8年目となります。これほど長く続けられるとは正直予想していませんでした。



弁護士 田村 由起

読者の皆様が喜んでくださることが執筆者一同の原動力となっています。今年も皆様のお役に立つ情報をお届けしてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。



アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様**に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切

2025年3月末日

※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。
※今後、[MIO PRESS]の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

郵便はがき

5308790

164

料金受取人私郵便
大阪北局
承認
4398

差出有効期間
2025年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行



フリガナ	
お名前	〒
住所	
ご連絡先	()